

標記図書について、次の間違い等がありましたので、お詫びして訂正いたします。

●本文：参照条文

該当箇所	誤	正
19ページ ③	国保令29条の3	国保令29条の2
20ページ ④	国保令29条の3	国保令29条の2
32ページ 上から7行目	高確令42条3項三号	高確令15条1項三号
40ページ ①	健保令42条4項, 国保令29条の3・3項, 高確令16条4項	健保令42条6項, 国保令29条の3・7項, 高確令15条4項
42ページ ②上から5行目	29条の3・7項	29条の3・8項
62ページ ①上から8行目	健保法147条の2	健保法115条の2, 147条の2
67ページ ③上から3行目	国保令29条の4の5	国保令29条の4の4
71ページ 下から5行目	国保令29条の4の5	国保令29条の4の4
72ページ ③	介護則84条の4・4項	介護則83条の4の4・4項

●67 ページ：図「計算期間内に被保険者が死亡した場合」

- (1)下図「計算期間終了後の算定」のうち、B・Cの「X被用者保険（被扶養者）」分は、計算期間としては合算の範囲となりますが、B・Cとも医療保険での費用負担者には該当しないため、医療保険について合算対象となる負担額はありません。
- (2)したがって、計算期間終了後の実際の支給額の算定は、B・CについてのY市国保（Bが世帯主として費用負担者である期間）およびY市介護（全体の期間）の負担額にもとづき行われます。

計算期間内に被保険者が死亡した場合

死亡時の算定		死亡月まで	死亡月から
医療	A	X被用者保険（被保険者）→死亡	
	B	X被用者保険（被扶養者）	Y市国保（世帯主）
	C	X被用者保険（被扶養者）	Y市国保（世帯員）
介護	A	Y市介護 →死亡	
	B	Y市介護	Y市介護
	C	Y市介護	Y市介護

■部分を合算：相続人の申請によりABCで世帯合算し、A分のみ支給（X被用者保険・Y市介護分）

計算期間終了後の算定		死亡月まで	死亡月から
医療	A	X被用者保険（被保険者）	
	B	X被用者保険（被扶養者）〈対象額なし〉	Y市国保（世帯主）
	C	X被用者保険（被扶養者）〈対象額なし〉	Y市国保（世帯員）
介護	A	Y市介護	
	B	Y市介護	Y市介護
	C	Y市介護	Y市介護

誤：■部分を合算：世帯主Bの申請によりBCで世帯合算し、BC分を支給（X被用者保険・Y市国保・Y市介護分）

正：■部分の期間の負担額を合算：世帯主Bの申請によりBCで世帯合算し、BC分を支給（Y市国保・Y市介護分）

●99 ページ：事例 21【計算対象期間末日以降 支給額計算】

被保険者B	一般（70歳～74歳）	X市国保	50,000	
		X市介護	200,000	
被保険者C	一般（70歳～74歳）	X市国保	20,000	
		X市介護	130,000	
国保 70歳～74歳合計			400,000	
限度額（70歳～74歳・一般所得）			620,000	
70歳～74歳支給額			0	400,000－620,000